

被扶養者認定における収入要件が 令和7年10月1日から変更となります

令和7年度税制改正大綱において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策の観点から、年齢19歳以上23歳未満の親族を扶養する場合における特定扶養控除の見直し等が行われることとなり、当該税制改正の趣旨との整合性を図る観点から、被扶養者認定における収入要件についても見直しが行われました。

令和7年10月1日から、被扶養者認定における収入要件（認定基準額）が下表のとおり変更となりますので、次の注意1～4についてご留意ください。

区 分	認 定 基 準 額		
	年 額	月 額	日 額
①～③以外の方	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
①19歳以上23歳未満の方（組合員の配偶者を除く。）	150万円未満	125,000円未満	4,167円未満
②60歳以上の方	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満
③障害年金を受給している方			

《注意1》

上記表①の対象者は、主に組合員の「子」「孫」「弟妹」等となり、組合員の配偶者は含まれません。

《注意2》

上記表①に係る年齢要件は、所得税法上の取扱いと同様となり、認定を受ける年の12月31日現在の年齢で判定【参考】します。

【参考】（上記表②及び③の方を除きます。）

◎令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間の認定基準額区分

区 分	年 齢	認定基準額（月額）
2003年（平成15年）1月1日以前生まれ	23歳以上	108,334円未満
2003年（平成15年）1月2日生まれ ～2007年（平成19年）1月1日生まれ	22歳～19歳	125,000円未満
2007年（平成19年）1月2日以降生まれ	18歳以下	108,334円未満

◎令和8年1月1日から令和8年12月31日までの間の認定基準額区分

区 分	年 齢	認定基準額（月額）
2004年（平成16年）1月1日以前生まれ	23歳以上	108,334円未満
2004年（平成16年）1月2日生まれ ～2008年（平成20年）1月1日生まれ	22歳～19歳	125,000円未満
2008年（平成20年）1月2日以降生まれ	18歳以下	108,334円未満

《注意3》

上記表①に係る収入要件は、所得税法上の取扱い（暦年で1年間の収入）と異なり、認定を受けようとするときから将来に向かっての見込額で考えます。

現在、被扶養者として認定中の方も、これから認定を受ける方も、**変更後の認定基準額が適用となるのは、令和7年10月1日以降の収入**となります。

《注意4》

扶養手当支給対象者である19歳以上23歳未満の方が、130万円以上150万円未満の収入に該当し、扶養手当不支給者となった場合は、扶養手当不支給者となった時点で次の書類を提出してください。

- ・被扶養者申告書（認定）
- ・扶養事実の申立書（申立書のチェック欄に該当となる必要書類）

《扶養手当支給対象者の方は次のことにご留意ください》

今回の収入要件の拡大は、学生であることの要件は求められておらず、あくまで年齢で判断することとなります。

扶養手当支給対象者から扶養手当不支給者となることで、本組合で改めて被扶養者としての要件を備えているか審査を行います。本組合における扶養認定の取扱いとして、通常、稼働能力を有する者と考えられる18歳以上60歳未満の者は、（1）扶養手当支給対象者、（2）学生、（3）病気等により就労不可、（4）求職活動中の者を除き認定しておりません。そのため、収入要件の150万円未満を満たしている場合であっても、（2）～（4）に該当しない場合は、稼働能力があるとの判断により認定取消となる場合があります。

被扶養者の認定・取消に関するお問い合わせ先
総務課総務係 TEL 089-945-6326